

令和3年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第45号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 2 議案第46号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第47号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第48号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第 5 議案第49号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第 6 議案第50号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 7 議案第51号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第 8 議案第52号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第 9 議案第53号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

付託議案審議（委員長報告～討論～表決）

- 第10 認定第 1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定について
- 第11 認定第 2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第12 認定第 3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第13 認定第 4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第14 認定第 5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第15 認定第 6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定について

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第16 陳情第56号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第17 陳情第57号 沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書

追加議案審議

追加日程第1 発議第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	藤 田 信 晴 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 勉 君	農 政 課 長	中 田 裕 克 君
商 工 観 光 交 流 課 長	高 階 優 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	武 藤 浩 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	佐々木 直 樹
上 席 主 査	高 橋 幸 恵		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第45号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第46号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第47号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、議案第48号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 歳入のところで1つお伺いします。143ページの20款5項雑入のところで3つの返還金が発生していますが、この発生原因とか、内容を詳しく、また今後の対応などについてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民活動センター、歴史民俗資料館、屋内スポーツ館、3施設につきましてNPO法人みさぼ一とに指定管理をお願いしているところであります。住民活動センターについては、平成26年度から、残りの2つは平成27年度からの指定管理でございますが、指定管理の基本協定の中に、会計に余剰が生じた場合は、協議の上調整できるということで規定がございまして、毎年返還いただいておりますが、その返還の仕方につきまして、余剰の中から指定管理料以外の収入、具体的には会員の寄付金ですとか、施設の使用料あるいは受託収入などの分を差し引いて、それ以外の部分から清算してございました。したがって、施設の使用料あるいは受託収入、会員の寄付金というのが毎年累積して剰余金として増えていく形になります。その剰余金がこれまで1,200万ほど累積してございますので、この清算の仕方だと増える一方だということで、NPO法人みさぼ一とと協議いたしまして、これまでの返還の仕方を全ての収入を対象に剰余金を清算すべきだということで精算いただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 145ページの18節負担金補助金の美郷暮らし促進奨励金ですけれども、当初予算を超える申請があったということでしたけれども、今までの申請件数と今後どれくらいを見ているのかということをお尋ねいたします。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高階 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初予算で45件、1,960万4,000円を計上させていただいております。さらに、申請による追加によりまして6件、226万3,000円が予算必要となりましたので、今回補正予算のほうを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 歳出でお伺いいたします。149ページ4款3項の水道費で、起債にならなかったということでしたけれども、このならない原因とか工事への影響とかについてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度工事実施しておりましたものは、水質の安定を図るための工事でございます。こちらは対象になるということで、昨年度までは借入れをしていたところでございますが、今年度実施している老朽化した水道管の更新については、対象とならないということを県のほうから指導いただいたところでございます。このため、水道債に切り替えて、この部分につきましては減額とさせていただきます。なお、このことによる事業への進捗の遅れは生じないものでございます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第49号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第50号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第51号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第52号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第53号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を

議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎認定第1号から認定第6号までの委員長報告、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、認定第1号から日程第15、認定第6号までの6件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

(決算特別委員会委員長 熊谷隆一君 登壇)

○決算特別委員長(熊谷隆一君) 委員長報告をいたします。

8月31日の本会議において、当委員会に審査を付託されました、認定第1号から認定第6号までの審査経過と結果をご報告いたします。

9月3日午前10時より委員14名全員が出席し、一般会計及び特別会計、水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

はじめに、認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定についてですが、歳入の審査では、町民税の算定基礎となる各所得の状況や町税の収納率と不納欠損の理由、収入未済に対する措置の状況、秋田県地方税滞納整理機構への職員派遣の効果についての質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

歳出の審査のうち、総務費では、空き家等活用移住定住促進事業の周知と今後について、職員

人事交流の効果と女性活躍推進研修の内容、あきた結婚支援センター登録料助成事業の実施状況、特別定額給付金不支給の理由、活力ある地域づくり推進事業の実績や効果、美郷暮らし促進事業の人口構成についての質疑があり、所要の説明を受けました。

民生費では、短期集中予防サービス委託料の事業内容と委託先についての質疑があり、所要の説明を受けました。

農林水産業費では、美郷ブランドゆき応援事業補助金の交付件数が少ない理由、美郷振興作物応援事業の効果、手づくり工房湧子ちゃん改修工事後の利用状況についての質疑があり、所要の説明を受けました。

商工費では、繰越明許費の内容、美郷うりこめ推進事業の実施状況と今後についての質疑があり、所要の説明を受けました。

教育費では、奨学資金貸付金の月額を変更した件数、学校教育支援業務委託料の事業内容と実績、学校タブレットパソコンの家庭での利用について、授業改善・研修活動改善研究会の内容、学友館特別展の事業費内訳、不審者対策事業についての質疑があり、所要の説明を受けました。

議会費、衛生費、労働費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費についての質疑はありませんでした。

質疑終了後、認定第1号について討論を行ったところ、反対討論がありました。起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入の審査では、国民健康保険税の収納と滞納状況、短期保険証と資格証明書の発行数とその対象者への働きかけについての質疑があり、所要の説明を受けました。

歳出の審査では、保険給付費が大幅な増加にならなかった理由についての質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、認定第2号について討論を行いました。討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定についてですが、審査では、水道管路保守業務の内容についての質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、認定第6号について討論を行いました。討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） お諮りします。ただいまの報告については、会議規則第43条により質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、認定第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定について反対の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が住民生活に多くの困難をもたらす中、住民の暮らし応援のための商品券の配付をはじめとする町が行った経済支援策は住民要望に沿ったものでした。また、住宅リフォーム緊急支援事業で、雪害など自然災害による被害も対象とする制度拡充が図られたことや、子育て家庭の支援策として出生祝い金支給制度が実施されたことなどは、住民要望を反映したものであり評価できます。

しかし、令和2年度は放課後児童クラブの利用料が値上げされました。新たに減免制度を設けたとはいえ、値上げは子育て家庭の支援ということからすれば逆行するものです。また、合併浄化槽導入に対する浄化槽設備整備事業補助金の減額予算に反対をしてきましたが、これらが執行されたものですので、決算認定には賛成できません。

新型コロナウイルス感染の収束がまだ見えない中、住民生活の困難さは増していく一方です。コロナから住民の命と暮らしを守るための十分な対策を国、県に要望するとともに、町としても困難な

住民に寄り添った対策を求めて討論といたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「8番」の声あり）賛成討論ですか。（「はい」の声あり）次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細井邦男君、登壇願います。

（8番 細井邦男君 登壇）

○8番（細井邦男君） 認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定について賛成の立場から討論いたします。

当町の財政指標は、本定例会初日の報告にもあったように良好な数値を維持しており、長年にわたり県内自治体の中ではトップクラスに位置しております。その要因としては、積極的な町債の繰上償還やプライマリーバランスを意識した起債額の抑制などを継続的に取り組んでいることが主なものであり、評価すべき点であります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により地域経済全体に大きな影響が及ぶ中、地方創生臨時交付金を財源とし、事業継続支援金事業や感染症対策環境整備支援事業などを速やかに展開し、町内事業者への支援はもとより、感染拡大防止にも積極的に取り組んでおります。また、道の駅みさとや手づくり工房湧子ちゃんの施設改修工事を実施することにより、来訪者への快適な利用環境の提供や地元製品の販売拡大に大きく役割を果たしており、今後も大きな期待ができるものと感じております。こうした令和2年度の取組は、良好な財政状況を維持しながら現下の課題に的確に対処するとともに、町の未来に期待を抱かせてくれるものであったと考えるものであります。

以上、賛成の立場での討論を終わります。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定するものです。

お諮りします。認定第1号について、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第2号について、これより討論を行います。討論

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号について、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(澁谷俊二君) 全員賛成です。よって、認定第3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(澁谷俊二君) 起立全員です。よって、認定第4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(澁谷俊二君) 起立全員です。よって、認定第5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(澁谷俊二君) 起立全員です。よって、認定第6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算

認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎陳情第56号、陳情第57号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、陳情第56号及び日程第17、陳情第57号の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長、村田 薫君、登壇願います。

（総務常任委員会委員長 村田 薫君 登壇）

○総務常任委員長（村田 薫君） 報告いたします。

9月2日、委員6名の出席の下、当委員会を開催し、令和3年8月30日の第7回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました、陳情第56号及び陳情第57号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、陳情第56号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」の審査では、1つ目、沖縄県の問題を地方議会で判断するのは難しいと思っており、今のところ採択して意見書を出すという方向にはない。2つ目、以前の陳情にもあったように、辺野古か普天間かという議論は、沖縄の人たちを分断させる結果になるのではないかと思うので、不採択とすべきだ。3つ目としまして、陳情の趣旨は理解できるが、理想的すぎ、現実的には非常に難しいところがあるのではないかと思う。4つ目、基地の場所はどこでもいいわけではなく、沖縄は日本の国土を守るのに適しているのは紛れもない事実であり、そのことを考えると不採択とすべきである。最後には、陳情の要旨にある辺野古基地の建設を中止し、普天間基地を運用停止することは、安全保障、国防上不可能だと思う。という意見がありました。

採決したところ、不採択すべきもの5人となりまして、全会一致で「不採択すべきもの」と決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第57号「沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書」の審査では、1つ目、陳情の趣旨は理解できるが、国では集中的に遺骨収集を行っており、いつまでもこのようなことにとらわれて前に進まないというのもどうかと思っている。2つ目、土砂を埋立てに使用しないということは理解できるが、土砂利用の事実を確認するべきがない。3つ目としまして、この陳

情は辺野古基地建設反対のためのものだと捉えられ、陳情第56号に不採択の意思を示したので、関連するこの陳情も採択できない。4つ目、遺骨が混じった土砂を本当に利用するのか分からない状態で、陳情を採択するのは早計である。最後に、そのような土砂を本当に利用するというこゝとであれば反対したいと思うが、なぜこの土を使わなければいけないのか理解できない。という意見がありました。

採決したところ、趣旨採択すべきもの3人、不採択すべきもの2人となりまして、「趣旨採択すべきもの」と決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第56号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 陳情第56号に賛成の立場から討論いたします。

辺野古新基地建設については、様々な角度から問題が提起されています。沖縄の基地負担の歴史的観点や、海の埋め立てという環境破壊の視点、活断層の疑いや軟弱地盤への対応など、技術的な課題など、また運用開始までには10年以上かかる、その事業費の問題などいろいろ出されています。

この陳情は、憲法に基づき公正かつ民主的に解決することを求めています。憲法95条では、陳情にもあるように、住民投票を義務づけ、地方の優位性を保障しています。だからこそ、国はその原則に基づき、自治体の自主性と自立性を尊重し、話し合いを通じて打開の道を見いだすようにしなければならないと思います。しかし、現状は、沖縄県の民意が何回も示されたにもかかわらず一方的に工事を強行しています。そのような国の姿勢は、県民の自主性や自律性を尊重しているとはとても言えず、国の都合で権力により自治体を一方的に従わせるような手法は、地方自治の理念を著しく損なうことになると思います。

以上のことから、この陳情は採択して国に意見書を提出すべきと考えますので、委員長報告に

は反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

陳情第56号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第56号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者1名）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第56号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第57号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 陳情第57号に賛成の立場から討論いたします。

今回の本島南部での土砂調達計画は、新基地建設で辺野古埋立て区域の海底にある軟弱地盤を改良するために持ち上がったものです。本島南部は、多くの住民が戦闘に巻き込まれた地区で、現在も生き残った人たちがまだ見つからない肉親の遺骨を探し求めています。沖縄戦で亡くなった人の遺族は全国にいます。沖縄だけの問題ではありません。悲惨な沖縄戦で犠牲となった人々の遺骨が眠る土砂を、県民の72%がこの埋立てに反対しているのに米軍基地建設を進めるために使うなどということは、人道上許されません。

委員長報告は趣旨採択でした。趣旨採択では意見書が提出されませんので、ぜひ採択をして意見書を上げるべきだと思いますので、委員長報告には反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

陳情第57号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。陳情第57号を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を願います。

(賛成者14名)

○議長(澁谷俊二君) 起立多数です。よって、陳情第57号 沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書は趣旨採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

(午前10時49分)

(午前10時50分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分)

(午前10時52分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第6号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第1、発議第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第7回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時53分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和3年9月8日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 内 田 清 文

署 名 議 員 泉 美和子